

平城京出土の刺突痕がある土製品

原田憲二郎

I. はじめに

本稿で主題として取り上げる土製品は、全体形がわかるものは出土していないが、端面があることから、瓦のような形状とみられ、その凸面に特徴的な刺突痕を残す平城京出土の用途不明品である。

これまで用途不明土製品等として、奈良文化財研究所により、10点あまりの報告例がある¹⁾が、今回の資料調査により、奈良市教育委員会保管品にも同様の資料が21点あることを確認した²⁾。

そこで本稿では大半が未報告であった、これら奈良市教育委員会保管の土製品を紹介し、刺突痕から分類を行い、その用途について考えてみたい。

II. 平城京出土の刺突痕がある土製品の分類

奈良市教育委員会保管品21点は図1・2に図示し、このうち、主なものは写真1に掲げた。

ここではこれら21点の紹介をかねて分類を示す。

まず、形状から以下の2つに分類することができる。

丸：粘土円筒を半截して製作した丸瓦状のもの。

平：凸面が平坦な平瓦状のもの。

ただし、平瓦状のもの1点(21)を除く他20点は全て丸瓦状のものとみられる。また厚さは0.8cm程度のもの(3)から約4cmのもの(17)と差がある。

凹面に残る成形痕等、製作技法の特徴からは、以下の2つに分類できる。

I：凹面はヨコナデ調整するが、粘土紐を積み上げ成形した際その接合線を消すためであろう、その箇所には強めのナデを加える。このため素材は粘土紐と判断できる。灰色を呈し、胎土が精良な須恵質。

II：凹面に布目痕が残る。I類にみられる粘土紐積み上げ成形技法と判断できる痕跡はなく、明瞭な糸切痕は確認できないが、素材は粘土板とみられる。

表面黒色、内部淡褐色を呈し、胎土が粗い瓦質。

内訳はI類が14点(1～14)、II類は7点(15～21)である。

凸面の刺突痕は、大きく以下の2つに大別できる。

A：刺突具を斜め方向から突き刺した後、上に持ち上げ、あるいは左右に広げて、ひだを付けるもの。

B：刺突具を垂直方向に突き刺したもの。ひだは付かない。

内訳はA類が19点(1～13・15～19・21)、B類が2点(14・20)である。

大半が単純な刺突法といえるB類ではなく、一手間かけたA類であることがわかり、ひだがこの土製品の用途を解明する手掛かりの可能性が考えられる。

さらに、刺突痕から想定される刺突具の形状から、刺突痕は以下の6種類に分類できる

a：断面形円形の丸箸のような、先端が平坦な円棒状工具による刺突痕(写真2)。

b：aで示した刺突具の先端を縦割りし、先端が半円形を呈する工具による刺突痕。先端の半円形側を下向きに刺突したb1類(写真3)と、上向きに刺突したb2類(写真4)に細分できる。

c：内部が空洞の竹管状のものを縦割りした工具を用い、半円形側を下向きに刺突した刺突痕(写真5)。この刺突痕には、半円形の内側に小さな突起が確認でき、bと区別することができる。

d：彫刻刀で「切り出し刀」または「印刀」と呼称される、刃先が斜めになった工具による刺突痕(写真6)。

e：彫刻刀では「角ニードル」と呼称される、断面方形で、先端が尖った工具による刺突痕(写真7)。

f：彫刻刀では「平刀」と呼称される、柄と直角の形に刃がついた工具による刺突痕(写真9)。

なお、これらで用いられた刺突具は、ひだの状況などから、彫刻刀のような鋭い刃先の金属製ではなく、木もしくは竹製の鈍い刃先であったと判断できる。すなわち彫刻刀のような専門工具を使い得る彫刻師による施紋ではないと考えてよい³⁾。

以上の特徴からみた分類は全ての組合せが存在するのではなく、丸IAa類(1)、丸IAb1類(2～7)、丸IAb2類(8・9)、丸IAc類(11・12)、丸IAd類(13)、丸IAbb類(14)、丸IAb1類(15・16)、丸IAbc類(17)、丸IAd類(18)、丸I Ae類(19)、丸I Bf類(20)、平IAb1類(21)の12種類にまとめることができる。

III. 平城京出土の刺突痕がある土製品の用途

ここでは、土製品の用途について示してみたいが、まず手掛りになる出土遺構について紹介する。

奈良市保管品については表1のとおりである。21例の

平城京出土の刺突痕がある土製品

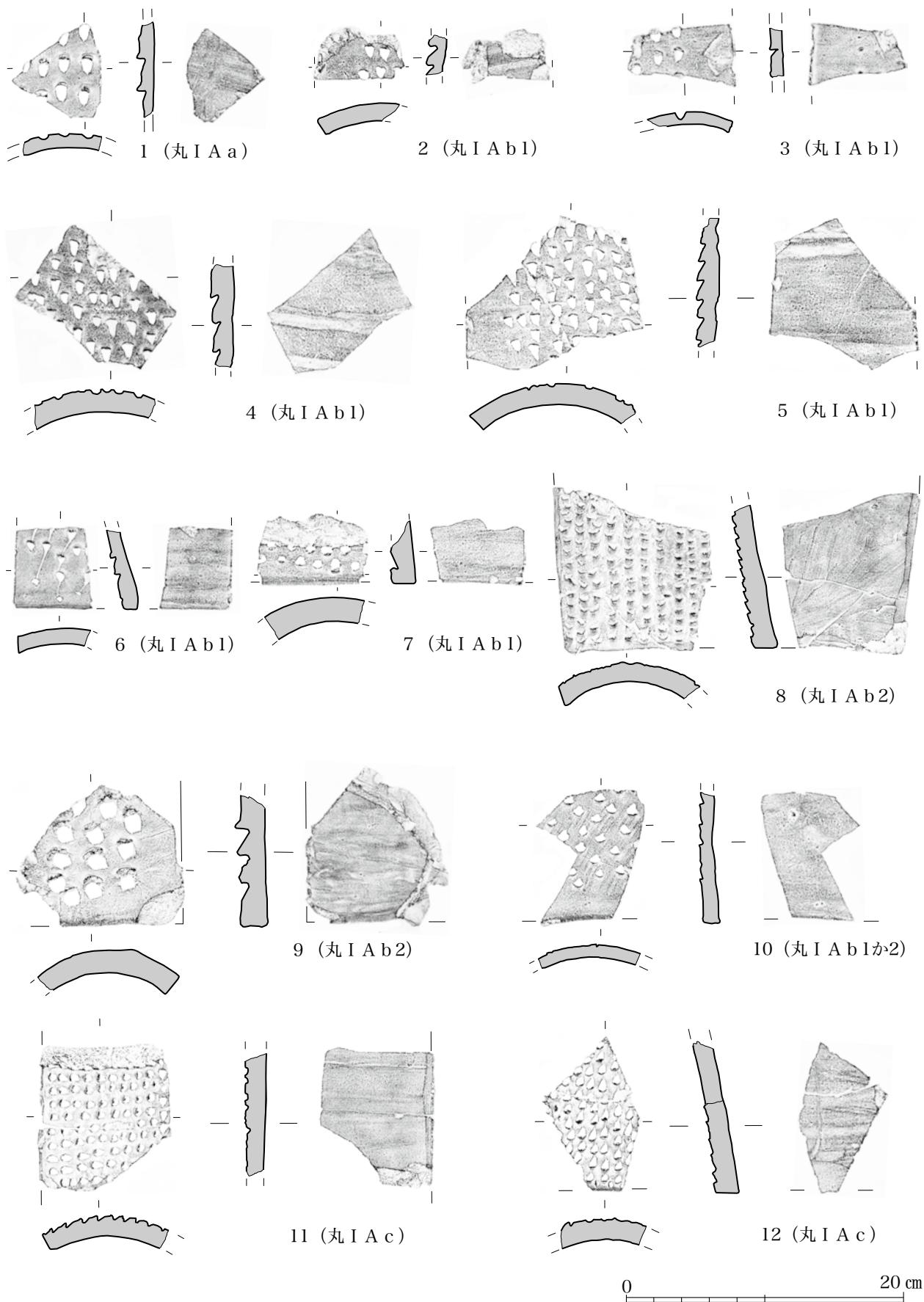


図1 刺突痕がある土製品1 (1/4)

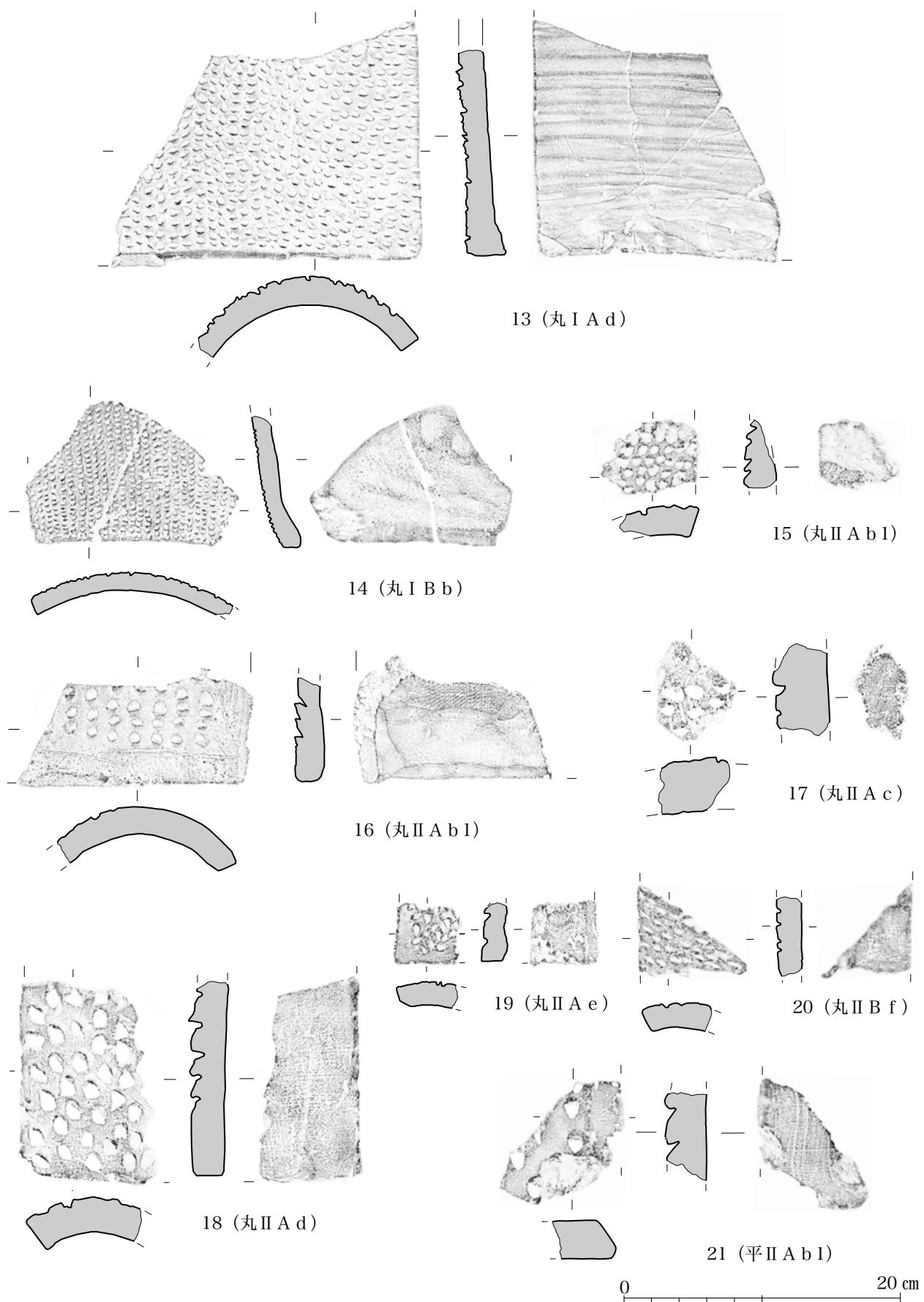


図2 刺突痕がある土製品2 (1/4)

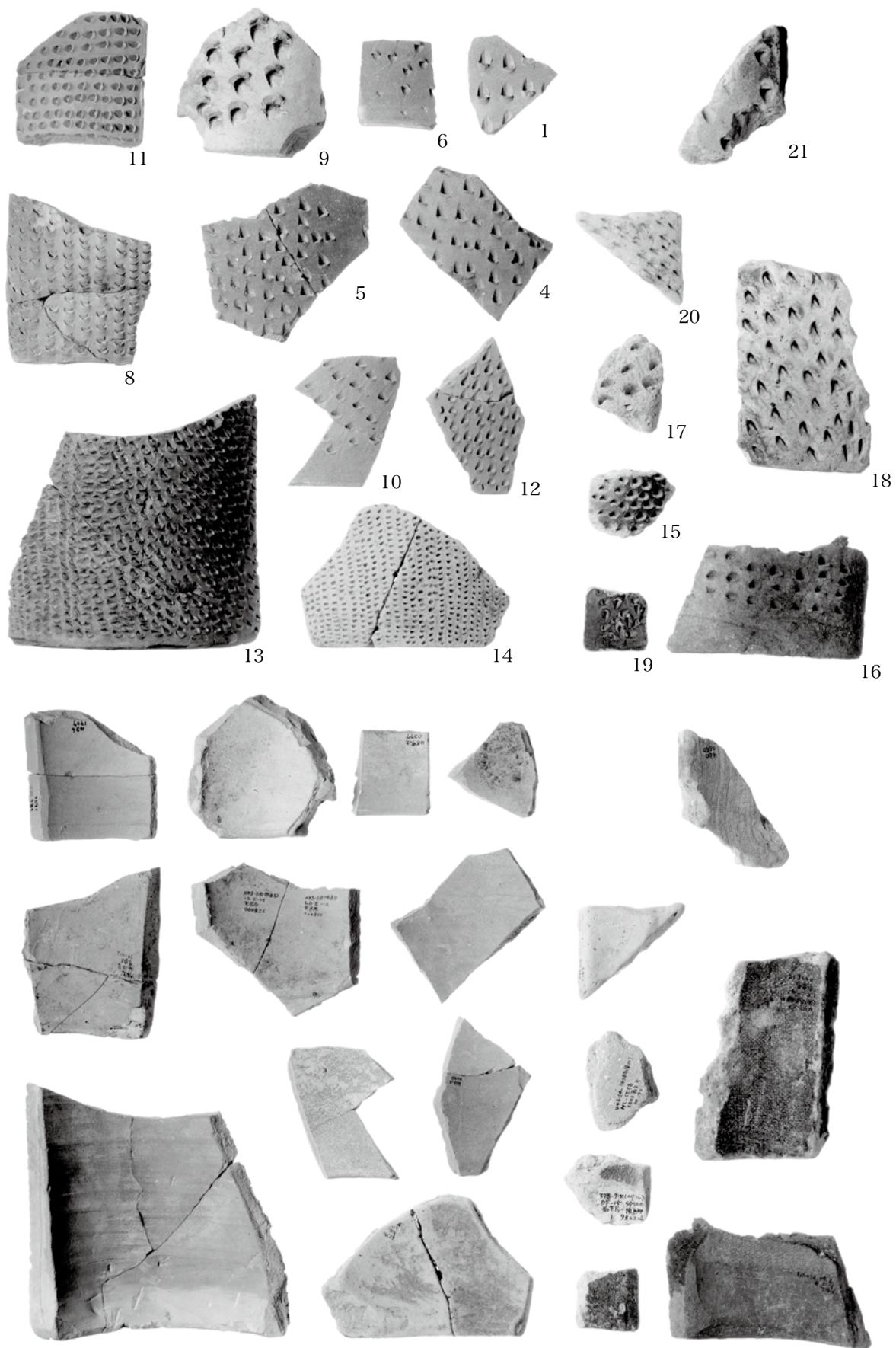


写真1 刺突痕がある土製品（上：外面、下：内面、番号は図1・2に対応）

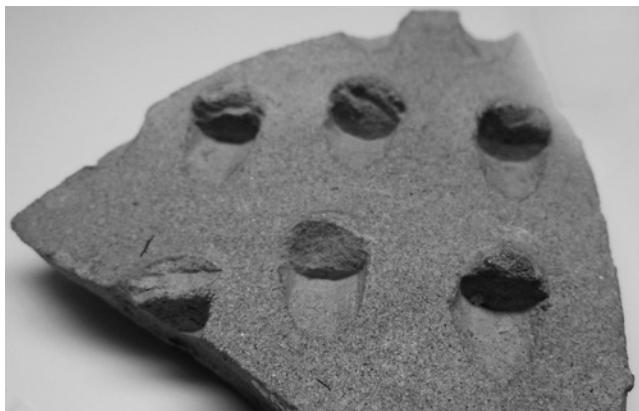


写真2 刺突痕 Aa



写真3 刺突痕 Ab1



写真4 刺突痕 Ab2

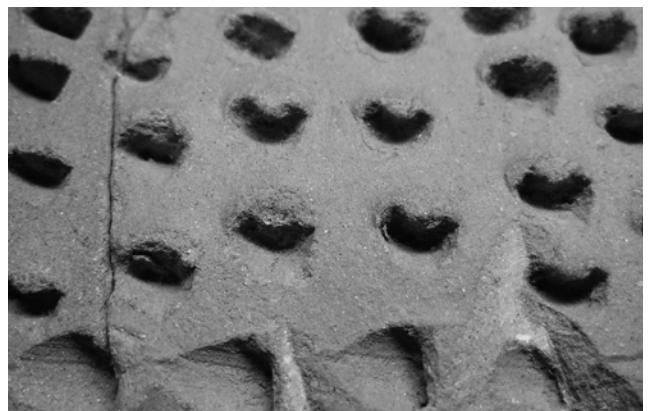


写真5 刺突痕 Ac

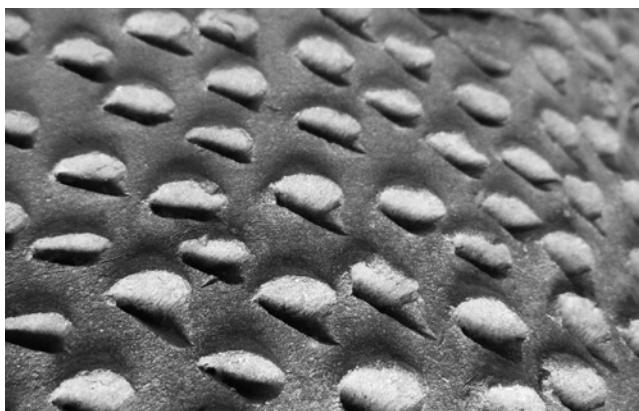


写真6 刺突痕 Ad



写真7 刺突痕 Ae



写真8 刺突痕 Bb



写真9 刺突痕 Bf

平城京出土の刺突痕がある土製品

出土遺構をみると、宅地内が12例、条坊遺構が9例と大きく2つに大別できる。しかし宅地内出土の12例の内、8は二条条間北小路南側溝、11は東四坊大路西側溝、21は西二坊大路東側溝にそれぞれ3m程度と、条坊遺構に近接する位置で出土していることは注意を要する。

さらには、5・6・12は条坊遺構からの出土であるが、それぞれ、南に条間南小路、西に四坊坊間路、東に東四坊大路が近接した地点、すなわち条坊道路交差点に近い位置での出土であることがわかる。

以下、用途についての可能性を挙げ、その是非を検討する。

①調理具である「おろし金」とする見方

「おろしがねのようなもの？」と書かれたキャプションで展示されている事例がある⁴⁾。確かに、ひだの部分が尖るA類ならば、固い大根は無理でも、比較的軟らかい山芋程度であればおろせそうではある。

しかしながら、「おろし金」とすると、丸瓦に似た形状

を呈する理由がわからない。また、側縁付近にまで刺突痕を施すA類（8・11・13・15・18）があるが、この部位でおろすことが難しいのは明らかである。さらには、ひだをもつA類でも刺突痕が大きく、その間隔が広いもの（9・18・21）があることも疑問である。

決定的なことは、ひだの無い刺突痕であるB類（14・20）ではおろすことはできないことである。

以上のことから、おろし金としての用途ではないと考える。

②土管とする見方

丸瓦状の形状に復元できるものが多いので、これを2つ用い、側面を合わせ、土管として使ったと考えることも可能である。この場合、凸面の刺突痕のひだは、滑り止めとしての機能をもち、急勾配の掘方に据える際に有効であったとも考えられる。

しかしながら、急勾配用の土管であれば、縦に分割しない円筒の形状の方が、都合が良かったであろう。また、ひだの無い刺突痕であるB類（14・20）や、平瓦状に復

表1 刺突痕がある土製品の出土地

番号	分類	出 土 地	調査次数
1	丸 I Aa	左京五条二坊十四坪	市 HJ 第 1 次
2	丸 I Ab1	右京二条三坊六坪	市 HJ 第 292 次
3	丸 I Ab1	左京四条四坊十六坪	市 HJ 第 377-2 次
4	丸 I Ab1	左京四条四坊十四坪	市 HJ 第 353-1 次
5	丸 I Ab1	右京二条三坊坊間路（六・十一坪間、南に条間南小路が近接）	市 HJ 第 443-3 次
6	丸 I Ab1	左京五条四坊条間北小路（九・十坪間、西に四坊坊間路が近接）	市 HJ 第 459-2 次
7	丸 I Ab1	右京七条西一坊大路（一坊十四坪・二坊三坪間）	市 HJ 第 491 次
8	丸 I Ab2	左京二条四坊七坪（二条条間北小路南側溝が近接）	市 HJ 第 174 次
9	丸 I Ab2	右京七条一坊十四坪	市 HJ 第 491 次
10	丸 I Ab1 か 2	右京二条三坊六坪	市 HJ 第 286-2 次
11	丸 I Ac	左京五条四坊十六坪（東四坊大路西側溝が近接）	市 HJ 第 486 次
12	丸 I Ac	左京五条四坊条間北小路（十五・十六坪間）北側溝（東に東四坊大路が近接）	市 HJ 第 506・623-B 次
13	丸 I Ad	左京七条西一坊大路（一坊十五坪と二坊二坪間）東側溝	市 HJ 第 97 次
14	丸 I Bb	左京六条二坊条間北小路（九・十坪間）北側溝	市 HJ 第 45 次
15	丸 II Ab1	右京二条西二坊大路（二坊十四坪・三坊三坪間）西側溝	市 HJ 第 378-7 次
16	丸 II Ab1	左京二条四坊七坪	市 HJ 第 174 次
17	丸 II Ac	右京二条三坊坊間西小路（十一・十四坪間）東側溝	市 HJ 第 443-1 次
18	丸 II Ad	右京二条三坊十一坪	市 HJ 第 443-2 次
19	丸 II Ae	右京二条西二坊大路（二坊十四坪・三坊三坪間）西側溝	市 HJ 第 378-7 次
20	丸 II Bf	左京五条四坊二坪	市 HJ 第 735 次
21	平 II Ab1	右京二条二坊十五坪（西二坊大路東側溝が近接）	市 HJ 第 460 次

（凡例）1. 「番号」は図1・2に対応する。

2. 網掛けは条坊遺構出土例。

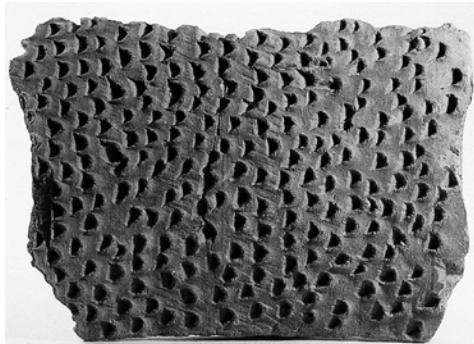


写真 10 芬皇寺出土品

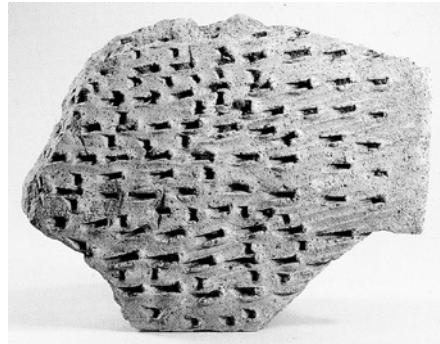


写真 11 金丈里瓦窯跡出土品

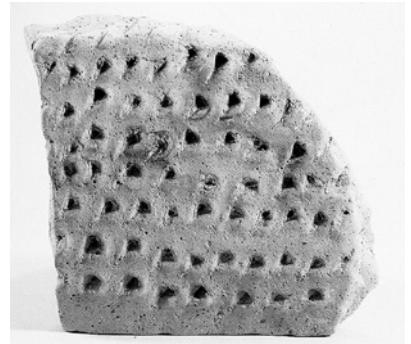


写真 12 金丈里瓦窯跡出土品

元できるもの（21）が存在する理由がわからない。

このようなことから、土管でもないと考える。

③屋根の谷の部分に使う瓦とする見方

二つの勾配屋根の下部の先端が出会う所にできる溝の部分を谷と呼び、その谷筋に使う専用の瓦は「谷平瓦」と呼ばれる⁵⁾。急勾配の谷筋であれば、凸面の刺突痕のひだは滑り止めとしての機能が考えられる。

しかしながら、「谷平瓦」と呼ばれるように、平瓦状のものが使用されたことは知られるが、丸瓦状のものが使用された例は聞かない。

また、谷筋の長さにも因るところであろうが、ある程度の数の使用が想定されることに対し、主題とした土製品が一か所に集中して多数出土した事例も無い。

さらに、出土地点の問題もある。本章の冒頭に出土地点を紹介したが、このうち条坊遺構とその周辺での出土例が半数近くと、目立つことを示した。この出土場所の検討から、築地壝に葺かれた瓦の可能性が考えられる。しかしながら、築地壝に屋根の谷部分が生じるケースは考え難い。

また、おろし金説、土管説と同様に、ひだの無い刺突痕であるB類（14・20）が存在する理由も説明できず、屋根の谷の部分に使用する瓦ではないと考える。

④「飾り瓦⁶⁾」とする見方

尖ったひだの部分に滑り止め等の機能は無く、刺突痕は単なる紋様とみた場合は、屋根の一部を飾った「飾り瓦」とみることもできよう。

出土地点から築地壝に葺かれた可能性が高いことは上で述べた。一方出土点数が少ないとから、その使用場所は限定されるとみられ、築地壝の大棟の端や、その付近から斜め方向に軒先に向かって降る降棟、あるいは屋根の隅で斜め方向に降る隅棟の棟端を塞ぐ鬼瓦に近接して用いられたと考えられる。なお、条坊遺構出土品のうち3点（5・6・12）は条坊道路交差点付近での出土であり、鬼瓦の使用が想像しやすい場所である。

平瓦状のものは鬼瓦の頂面に伏せた「棟平瓦⁷⁾」で、

丸瓦状のものは「棟平瓦」の上に被さる軒丸瓦（「鳥伏間」）に接続する「棟丸瓦」（「伏間瓦」）の可能性が考えられる。この場合、刺突痕は顔面のみ表現した鬼瓦の獣の背の表現となろう。また丸瓦状のものは、隅棟の鬼瓦直下の「棟丸瓦」とみれば、前肢を表現したものかもしれない。組み合う鬼瓦については、刺突痕がある土製品が、今のところ京内寺院からの出土を聞かないため、平城宮式鬼瓦⁸⁾の可能性が高い。ただし平城宮式鬼瓦のうちI式は、顔面だけでなく全身像を表すため、組み合う可能性はないだろう。

以上、「飾り瓦」としての可能性を述べた。しかしながら、鬼瓦の周辺に刺突痕がある土製品を飾ったようなことを示す絵画や彫刻等の意匠をみつけているわけではない。また、平城宮式鬼瓦等、古代の鬼瓦の意匠については、特徴的な外縁に沿う大柄の巻毛の意匠等から、獅子あるいは獣神ともいべきものにあてる考えがある⁹⁾。これに従うならば、刺突紋は獣毛を表現したものと理解されるが、刺突紋は獣毛というより、魚鱗に見え¹⁰⁾、飾り瓦とした場合でも、何をモチーフとしたものか、今後さらなる検討が必要と考える。

IV. おわりに

以上、本稿で取り上げた刺突紋がある土製品を紹介し、用途について考えてみた。用途については今後の平城京の発掘調査での出土に期待するところが大きい。

最後に同様の土製品は韓国でもみられることを紹介しておく。（写真10～12）。

写真10は芬皇寺の平瓦として紹介されるもの¹¹⁾で、本稿の分類の平A b 2類とみられる。

写真11・12は慶尚北道慶州市見谷面金丈里の統一新羅時代の金丈里瓦窯跡の平瓦として紹介されるもの¹²⁾。わずかながら、ひだが確認でき、刺突の角度は異なるが双方とも平A e類とみられる。

本稿で取り上げた土製品が、朝鮮半島から運ばれたも

のとは考え難いが、その用途を考えるうえでは、今後、国外の同様の出土品にも注意する必要がある¹³⁾。

謝辞

本稿で扱った土製品の所在確認については、三好美穂氏と永野智子氏のお手を煩わせた。また類例については中島正氏、岩戸晶子氏、重見泰氏からご教示を得た。文末ではありますが、記して感謝致します。

参考・引用文献（刊行順）

小杉一雄 1938 「鬼瓦考」 東京考古学会『夢殿第18冊 総合古瓦研究』

奈良国立文化財研究所 1975 『平城宮発掘調査報告VI—平城京左京一条三坊の調査』

坪井利弘 1976 『日本の瓦屋根』 理工学社

東夷文化研究院・東山文化社編 1976 『韓國建築史大系V 建築斗文様（上）新羅의기와』

山本忠尚 1979 「舌出し獣面考」 奈良国立文化財研究所『研究論集V』

毛利光俊彦 1980 「日本古代の鬼面文鬼瓦—8世紀を中心として—」 奈良国立文化財研究所『研究論集VI』

奈良国立文化財研究所 1984 『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』

奈良市教育委員会 1984 「平城京左京六条二坊九・十坪の調査」『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』

奈良国立文化財研究所 1995 『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—』

國立慶州博物館 2000 『新羅瓦博』 図録

岩戸晶子 2001 「奈良時代の鬼面文鬼瓦—瓦葺技術からみた平城宮式鬼瓦・南都七大寺式鬼瓦の変遷—」 史学研究会『史林』84巻3号

井内潔 2015 「播磨新出の蓮華紋棟端飾瓦」 帝塚山大学考古学研究所『帝塚山大学考古学研究所研究報告』 XVII

註

- 1) 奈良国立文化財研究所 1975 の 36 頁、同 1984 の 29 頁、同 1995 の 289 頁で紹介される。また奈良国立文化財研究所 1975 と 1995 では、凸面に刺突痕では無く、格子風にヘラ描き線を施すものも紹介されている。本稿で紹介した奈良市保管品は刺突痕のものばかりであるが、同様の性格を持つものであろう。また奈良国立文化財研究所 1975 では、筆者の見方と同じく「特異な瓦」として報告される。
- 2) 平城京以外でも、大阪府富田林市の新堂廃寺では、同様の土製品が出土しているが未報告という（岩戸晶子氏のご教示による）。また、京都府木津川市の高麗寺でも同様の土製品が出土しているという（中島正氏のご教示による）。
- 3) なお、「丸刀」と呼称される彫刻刀を用いて刺突実験してみたが、刺突痕 b のような半円形には表現できず、ひだもできなかった。
- 4) 平城宮跡資料館の展示品。出土場所の表示は無い。
- 5) 「谷平瓦」や以下文中「鳥伏間」、「伏間瓦」の用語は坪井 1976 に拠る。
- 6) 「飾り瓦」の用語について坪井 1976 では、主に棟に飾りとして取り付けられる鍾馗や鳩等の瓦製品と限定的に示されている。本稿では今少し広義の瓦製の装飾の意味で使用した。
- 7) 「棟平瓦」・「棟丸瓦」の用語は井内 2015 に拠った。
- 8) 平城宮式鬼瓦の名称・分類等は毛利光 1980 および岩戸 2001。
- 9) 獅子起源説は山本 1979、獣神起源説は小杉 1938・毛利光 1980。
- 10) 魚鱗を飾る造形には、龍が思い浮かぶが、我が国で屋根に龍の造形を載せたのは中世以降のようである。他にも魚鱗を飾る造形には、中国にマカラがある。この点については、今後さらに資料を集め、稿を改めて論じてみたい。
- 11) 國立慶州博物館 2000 の 85 頁写真 274。なお、東夷文化研究院・東山文化社編 1976 の 342 頁 1500 の瓦も同じものとみられる。
- 12) 國立慶州博物館 2000 の 215 頁写真 730・731。
- 13) この他にも、同様のものが慶州市内南面の花谷里遺跡から出土しているという（重見泰氏のご教示による）。

図版出典

写真 10～12 は國立慶州博物館 2000 より、一部修正を加え転載。その他は著者作成。